

## 契約書(案)

松山市長 野志 克仁(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」という。)とは、  
〇〇〇における清涼飲料水等の自動販売機設置に関して、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙に対し、甲と乙において平成〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「協定書」に基づき自動販売機の設置を承諾し、乙は自動販売機を設置し、商品の販売を行うものとする。

(設置条件)

第2条 設置条件については、甲の許可する行政財産使用許可条件及び仕様書を遵守するものとする。

(設置場所)

第3条 設置場所については、松山市〇〇〇とする。

(乙の業務)

第4条 乙が本契約に基づき行う業務は、次のとおりとする。

- (1)商品の補給
- (2)自動販売機と商品の衛生管理
- (3)自動販売機の維持と管理
- (4)自動販売機とその周辺の清掃
- (5)自動販売機で販売した空容器の回収
- (6)集金及び売上管理
- (7)その他甲乙協議のうえ定める事項

(甲の役割)

第5条 甲は、自動販売機の運転に必要な場所を提供し、円滑な稼動に協力するものとする。

(売上手数料)

第6条 乙は、甲に対し、売上金額の《落札した率》パーセントの売上手数料(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。

2 手数料は、毎月末締めで計算し、売上明細書を甲に提示し、翌月末までに甲に支払うものとする。(1円未満の端数は、切り捨てる。)

(使用料)

第7条 本契約の履行に伴い発生する電気料金及び行政財産使用料は、乙の負担とする。

(衛生管理及び品質保証)

第8条 乙は、設置した自動販売機の衛生管理と販売する商品の品質・衛生管理につき、甲及び第三者に対して責任を負うものとする。

(維持及び管理)

第9条 乙は、設置した自動販売機の維持及び管理につき、甲及び第三者に対して責任を負い、故障及び苦情に関して適切に対応するものとする。

(事故補償)

第10条 甲は、故障、破損、盗難事故等が原因で自動販売機が正常に稼動しないような支障を発見した場合、速やかにその旨を乙に通報する等して、乙は遅滞なく乙の費用で適切な処理を

行うものとする。

(誠実義務)

第 11 条 甲及び乙は、本契約の各条項に違反することのないよう信義に従い誠実に義務を履行するものとする。

(契約期間)

第 12 条 本契約の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙のどちらかが、「災害時における飲料水の提供に関する協定書（覚書）」もしくは自動販売機設置にかかる「協定書」を破棄した場合は、この限りでない。

(契約解除)

第 13 条 甲又は乙は、契約の相手方が本契約に違反したとき、又は本契約を履行しないときは、本契約を解除できるものとする。

2 乙が業務を適正に処理することができないと認めるときは、本契約を解除することができるものとする。

3 前項により甲が本契約を解除した場合、甲は乙に対し本契約を解除と併せて甲が被った損害を乙に請求できるものとする。

(原状回復)

第 14 条 本契約の期間が満了し、行政財産使用許可書の発行がなされない場合及び契約の解除があった場合には、乙は遅滞なく原状回復するものとする。

(業務代行)

第 15 条 乙は、本契約において乙の責任により行う業務を乙の指定する者に代行させることができるものとする。その場合、乙は甲に対し予め通知するものとする。

(協議事項)

第 16 条 本契約に定めのない事項については松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号）及び松山市契約規則（平成 20 年規則第 11 号）によるものとし、これらの規則に定めのない事項又はこの契約書について疑義が生じた場合は甲乙双方協議のうえ解決するものとする。

以上契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、それぞれ 1 通保有する。

平成 28 年 4 月 1 日

甲 松山市二番町四丁目 7 番地 2  
松山市長 野志 克仁

乙 松山市〇〇〇  
〇〇〇